

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和5年3月末までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルスに感染した等の事情により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合に、

- ①労働者として雇用している保護者に対し、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた企業に対しては、『小学校休業等対応助成金』
- ②個人で業務委託契約等をしていた仕事ができなくなった保護者に対しては、『小学校休業等対応支援金』が国から支給されます。

*詳細はP5をご参照ください。

労働者の皆さまへ

滋賀労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してほしい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口については、こちらをご参照ください。

小学校休業等
対応助成金に関する
特別相談窓口のご案内



直接申請のご案内

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者(大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます)が直接申請することが可能です。労働者の方が利用を希望する場合、滋賀労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。

直接申請の対象について

以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

- ①労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
 - ②新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み(※1、2)、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない(※3)こと
- ※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合(いわゆる「無断欠勤」)は対象になりません。
※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。
- ③休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

まずは、ご相談を

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

▶ 滋賀労働局

TEL.077-523-1190 受付時間:8時30分~17時15分
※土日祝日、年末年始除く

▶ お問い合わせコールセンター TEL.0120-876-187

受付時間:9時~21時
※土日祝日含む

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。
※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。
※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

「小学校等」とは

- 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。
- 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども
※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

直接申請に関するQ&A

事業主に自分で助成金のことを言い出しにくいのですが、まずは自分で事業主に相談する必要がありますか？

事業主との相談を経ずに労働局にご相談いただくことも可能です。例えばご本人から事業主に相談しづらい場合など、労働局にご相談いただいたら、ご相談者の意向を踏まえ、事業主に働きかけ等を行います。

休業させたことの確認が事業主から得られなければ休業支援金による個人申請は出来ないのですか？

労働局から事業主に個人申請について働きかける段階で、事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも、労働局はまずは申請を受け付け、引き続き事業主に休業させたことの確認を行います。

休業支援金の申請書の作成に事業主が協力してくれません。どうしたら良いですか？

休業支援金の支給要件確認書の記載に事業主が協力してくれない場合、そのまま申請書を提出いただいて、労働局から事業主に確認を行うことも可能です。

休業支援金による個人申請の申請先はどこですか？

まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。※連絡先は左記をご参照ください。

